

平成 19 年第 3 回福島町議会

定例会議案説明資料

議案第 1 号関係	政治倫理の確立のための福島町長の資産等の公開 に関する条例の一部改正について……………	P1
議案第 2 号関係	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について……………	P2
議案第 3 号関係	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ……………	P3

議案第 1 号関係

政治倫理の確立のための福島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

1. 提案理由について

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）の施行及び証券取引法等の一部改正に伴い関係条文を整理するため、政治倫理の確立のための福島町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

2. 主な改正内容について

- (1) 郵政民営化に伴い、郵便貯金の新たな取扱いが行われなくなることから、資産等報告書に記載する資産等から郵便貯金を削る。
- (2) 証券取引法の一部改正に伴い、有価証券の範囲が拡大されることにより有価証券とみなされる金銭信託を資産報告書に記載する資産等から削るとともに、条例で引用する法律名「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。
- (3) 株券が発行されていない場合についても、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を資産等報告書に記載する資産等とする。

3 施行期日等について

この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、上記2（2）については、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

議案第 2 号関係

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1. 提案理由について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号。以下「改正育休法」という。）が、平成19年5月16日に公布されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

2. 主な改正内容について

近年、少子化対策が求められるなかで、地方公務員においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう、育児のための短時間勤務制度が導入されたことから、法に基づき条文整理をするものであります。

3 施行期日等について

この条例は、公布の日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

議案第 3 号関係

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1. 提案理由について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号。以下「改正育休法」という。）が、平成19年5月16日に公布されたことに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

2. 主な改正内容について

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の時期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設けるなどの改正を行うものであります。

- (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情として、「負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合」並びに「両親が交互に子を養育する場合に、育児休業をした職員の配偶者が規則で定める方法により当該子を当該職員に引き続いて養育した場合」を第3条に規定。
- (2) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号級の調整をすることができる規定に第8条を改正。（附則による経過措置あり）
- (3) 育児短時間勤務をすることができない職員として非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、いわゆる勤務延長職員、配偶者が育児休業をしている職員等を第9条に規定。
- (4) 育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前に、同じ子について育時短時間勤務をすることができる特別の事情を第10条に規定。
- (5) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続きを第11条に、承認の取消事由を第12条に規定。
- (6) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情として、過員を生ずること及び育児短時間勤務に伴う短時

間勤務職員を引き続き当該短時間勤務職員として任用しておくことができなくなることを第13条に規定。

3 施行期日等について

- (1) この条例は、公布の日から施行する。
- (2) 改正後の条例第8条の規定は、育児休業をした職員が「改正育休法」の施行の日（平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。）以後に職務に復帰した場合の号級の調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務復帰した場合における号級の調整については、なお従前の例による。
- (3) 「改正育休法」施行の際現に育児休業をしている職員が「改正法の施行日」以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。